



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

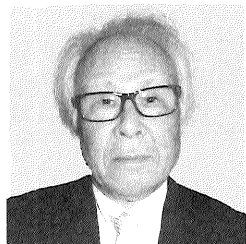
〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1 - 4 0

三井生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

平成29年度 県連定時総会 会長挨拶
福岡県青色申告会連合会



梅原 祐治 会長

皆さんこんにちは

本日はご多用のところ、福澤宏文 福岡国税局課税第一部長様をはじめ関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のなか、県下各地より、多数の方々のご出席をいただき有難うございます。

まずはじめに、昨年六月に開催された、一般社団法人全国青色申告会総連合平成二十八年度定時会員総会において、国税庁の迫田英典長官より青色申告会の会員に対する適正申告の指導、青色コーナーにおける青色申告の勧奨など日常活動の取り組みに対して、温かい感謝のお言葉をいただきましたので、ご紹介いたします。

その席上、ご祝辞の中で次のように述べられました。

「さて、最近の税務行政に目を向けますと、経済活動の国際化、ICT化の進展、更にはマイナンバー制度の導入など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、納税者の自発的な納税道義の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を十分に果たしていくためには、従来以上に青色申告会など関係民間団体の皆様の力が必要

です。特に、今事務年度におきましては、これまで以上に青色申告をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調を強化する取り組みを行うことといたしました。このような取り組みは今事務年度限りではなく、継続して取り組んでいくことが重要だと認識しており、今後とも確実に実施していきたいと考えております。青色申告会のみならず、今後とも税務行政への一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。」

身の引き締まるお言葉であり、あらためて青色申告会に対する期待の大きさを痛感いたしました。

ところで、当県連の上部団体である全国青色申告会総連合は、平成25年5月、新公益法人改革を掲げて、一般社団法人を設立いたしました。会組織の改革や、財政基盤の充実と透明性、会運営の多角化など、多岐にわたる改革を推進しています。また、当県連傘下の西福岡青色申告会、小倉青色申告会においても、一般社団法人として公益性の高い事業活動の推進に努めるとともに、会員の良きパートナーとして、会員企業の発展のために、ご活躍されていると、お伺いしております。今後とも、地域社会に密着した、公益性の高い事業活動を推進していかれますようお願いいたします。

さて、ご案内のとおり当連合会は平成16年12月に、北九州市から福岡市へ事務所を移転いたしました。翌17年には、福岡国税局、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご協力により、福岡県連祇園支部を開設することが出来ました。開設時は、支部会員ゼロ、運営資金ゼロからのスタートでしたが、全青色、当県連傘下各会ならびに関係各位の暖かいご支援をいただき、本来の青色申告会活動を推進することが出来るようになりました。そして、会員数は今や400名を超え、増加の一途を辿っており、これからの組織の拡大化が期待されています。また、財政面におきましても、昨年に続き、大幅な改善が図られました。

そこで、先にご紹介いたしました国税庁の迫田長官からのご期待も相まって、来年度を目前に、祇園支部を福岡県連から独立して、新しく、一般社団法人として単体会を設立したいと考えています。これには、国税局、税務署をはじめ関係諸団体各位のご理解とご協力をいただくことが必要です。皆様方におかれましては、単体会設立について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、政府はICT（情報通信技術）による税務手続の普及と利用促進を掲げ、広報活動をすすめています。当連合会では、昨年の事業活動の最重点事業として、この「e-Tax」の普及推進を掲げ、平成28年分の所得税及び消費税確定申告書を、全会員が「e-Tax」で申告することを目指してまいりました。

その結果、全会員の方が会計ソフト「ブルーリターンA」や国税庁のホームページなどを利用して「e-Tax」により送信することが出来ました。これは偏に会員各位の日頃からの税務行政に対するご理解と、青色申告会に対しての深い愛情の賜であり、深く敬意を表するものであります。

なお、リニューアルされた会計ソフト「新ブルーリターンA」は、「e-Tax」の機能の向上をはじめ、その他の諸機能が改善され、その利便性が格段に進化しています。今後は、会員各位のご要望を取り入れて、より使い勝手の良い会計ソフトを目指してまいりますので、今後とも一層のご利用を賜りますようお願いいたします。また、昨年1月から、社会保障・税番号制度、所謂マイナンバー制度の利用が始まりました。制度の早期定着を図るため、研修会や資料等の提供を迅速に行うとともに、制度の円滑な普及促進に努めてまいりました。その結果、略全会員の方が平成二十八年度分所得税及び消費税確定申告書に、マイナンバーを記載して申告することができました。会員各位のご理解とご協力に対し、あらためて厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本日ご出席いただいている皆様方のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、はなはだ簡単、粗辞ではありますが、わたしの挨拶といたします。

平成29年6月9日

福岡県青色申告会連合会 会長 梅原 祐治

平成29年度事業計画

福岡県下の青色申告会役員が一堂に会して、さる平成29年6月9日に福岡市博多区のANAクラウンプラザホテル福岡にて「福岡県青色申告会連合会平成29年度定時総会」を開催いたしました。

当日は、来賓として福岡国税局から福澤宏文課税第一部長など関係幹部、博多・小倉・久留米・飯塚の各税務署長、そして友好関係団体の会長らが出席、福岡県連傘下の各青申会から役員合わせて60名の参加がありました。この定時総会にて採択されました「平成29年度事業計画」を以下に記載いたしますので、会員の皆さま方もご周知とご協力の程、よろしく願い申し上げます。

1. 指導活動の充実強化

- (1) 電子申告納税システム（イータックス）に対応したICT（情報通信技術）の利便性をPRするため、ホームページや機関紙を活用して広く周知し、利用を促進する
- (2) 複式簿記を活用して青色申告の普及に努め、青色申告特別控除（65万円）を利用する
- (3) 青色コーナーを設置し、青色申告の普及を推進する
- (4) 国税局主催記帳講習会の指導事業に参画して、青色申告の普及を図る
- (5) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及拡大を図り、複式簿記の普及活動を展開する

2. 税制政策活動の推進

- (1) 個人企業経営者の勤労性を正当に評価した事業主報酬制度の創設要望
- (2) 事業用資産を非課税とする事業承継制度の確立を要望する
- (3) 社会保障制度の抜本的な改革の要望

3. 会員増強運動と組織強化

- (1) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、福岡国税局と綿密に連携して、制度の円滑な普及促進に寄与する
- (2) 記帳義務の拡大に伴い、増大する新規青色事業者への入会を勧奨するため、県下各会の会員増強運動を支援推進する

- (3) 県下各会の青年部、女性部の育成を図りその事業活動を支援推進する
- (4) 全青色会費「会員割会費」を全会員が納入できるよう督促する

4. 各種事業の推進

- (1) 北部九州青色申告会ブロック大会の開催
平成29年10月19日（木）伊万里市（伊万里迎賓館）
- (2) 全青色主催による各種大会、研修会への参加
- (3) 局連、県連主催による諸会議、研修会の実施

5. 福利厚生事業の推進

- (1) 全青色の各種共済制度を普及推進する
- (2) 小規模企業共済、中小企業退職金共済、国民年金基金制度を普及推進する
- (3) その他、福利厚生事業の導入と推進

◎ 最重点事業の推進

- ・ 県連支部（祇園支部）を分離独立し、福岡県連所属の新たな一般社団法人として早期の発足を目指す。
- ・ 租税の意義や役割など租税制度について学び、申告納税制度の理念を理解することで、健全な納税者意識が持てるよう、会員企業への啓蒙に努める。
- ・ 平成31年10月より実施される消費税の軽減税率制度導入に備え、研修会の開催や資料等の情報を提供して、制度について知識を研鑽する。

平成29年分所得税の予定納税があります

平成28年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(月)に平成29年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

減額申請書の提出期限は年2回

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成29年分の所得税の見込税額が平成28年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成29年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

予定納税の減額申請について

- (1) 7月減額申請
平成29年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月18日(火)までに税務署に提出しなければなりません。
- (2) 11月減額申請
平成29年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(水)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合 税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成29年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署より差額の税金が還付されます。
予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。

加入者の皆様へ 全青色共済制度

当会の共済事業活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、全青色共済・傷害・入院疾病の保険期間(平成29年6月1日～平成29年11月30日)の会費・保険料を、ご指定を頂いております銀行口座より下記の振替日に口座振替をさせて頂きました。ありがとうございました。

- ◎全青色共済・特約/平成29年5月23日(火)
- ◎全青色傷害/平成29年5月29日(月)
- ◎全青色入院疾病/平成29年5月29日(月)

なお、通帳上の表示は「サンセイシュウノウ」または「ニコス」となっていますのでご確認ください。
加入内容につきましては、別便で送付しました、加入者ハガキをご確認くださいようお願い致します。
また、領収書につきましては、送付を省略させて頂いています。ご了承ください。
今後とも、全青色共済制度をよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
(一社)小倉青色申告会
☎093-511-1588
担当者/徳永

「第40回青色学級」が 開催されました!!

今年の企画は、昨年好評だった“体験 BRA”～ブルーリーターンAで記帳しよう～でした。
新規入会者、パソコンで記帳を始めようと意欲的な会員さんを中心に勉強しました。
パソコンを初めて扱う方、複式簿記がわからない方等々、記帳に不安を抱えてる方々が多い中、受講開始時、皆さん不安な顔をしていましたが、時間が過ぎていくにつれ笑顔がこぼれ和気あいあい!!あっという間に1時間30分が過ぎました。沢山の質問攻めで、講師タジタジでした。(講師感想)
帳簿は法律では義務付けられていますが、義務だから記帳するのではなく、皆さんの事業の運営・経営状態をより理解するために帳簿を記帳するという意識に変わられたのではないかなあ～と思います。
させられる!よりも進んでする!!の方が、充実しより良いものへの一歩だと再認識したような気がします。今後ともその一歩を踏み出してもらえよう青色学級にするために事務局一同頑張ります。

【税のカレンダー】

- 個人事業税の納付(第1期分)
・納期限……………8月31日
個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
・納期限……………8月31日
個人事業税者の29年分の消費税・地方消費税の中間申告
・申告期限……………8月31日



平成25年7月より4年間当会の派遣税理士として、たくさんのご指導いただきました堀先生が任期を終えられました。お疲れ様でした。
そして、色々ありがとうございました。
また、今月より新しく西尾榮先生が派遣税理士に決まりました。
前任の堀先生に負けず劣らずのやさしい先生です。

事務局からのお知らせ

8月から1月まで外部向けの講習会が始まります。記帳指導等でご迷惑をお掛けすることもあると思いますが、ご了承ください。ご予約の際は、各担当者に日程の確認をお願い致します。

《お知らせ》7/25(火)研修会の為、事務所を留守にします。

8月14・15日はお盆休みとさせていただきます。8月1・2・9日……徳永不在

8月3・9・17・22・23・25・30日……中村不在